

認可地縁団体の手引き

令和4年4月

吉川市市民参加推進課

〒342-8501 埼玉県吉川市吉川 2-1-1

電話 982-9685

FAX 981-5392

目 次

第1章 認可地縁団体制度とは	2
1 認可制度の目的.....	2
2 地縁による団体とは.....	2
3 認可の要件.....	2
第2章 認可申請手続き	4
1 認可申請手続きの流れ.....	4
2 認可申請するために自治会で決定すること.....	5
3 認可申請に必要な書類.....	5
4 市長による認可と告示.....	6
第3章 認可後の地縁団体	7
1 認可地縁団体の印鑑登録.....	7
2 各種証明書の発行.....	8
3 告示された事項や規約に変更があった場合.....	9
4 財産目録・構成員名簿の作成.....	10
5 注意事項.....	10
第4章 登記・税の取り扱い	10
1 法人登記.....	10
2 不動産登記.....	10
3 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例（平成27年4月1日～）.....	11
4 税制上の取り扱い.....	14
第5章 認可の取り消しと解散	15
1 認可の取り消しについて.....	15
2 解散について.....	15
第6章 Q&A	16
第7章 各種様式・作成例	18
（1）認可申請書.....	18
（2）承諾書の例.....	19
（3）告示事項変更届出書.....	20
（4）規約変更認可申請書.....	21
（5）証明書交付請求書.....	22
（6）総会議事録の例（認可申請の場合）.....	23
（7）総会議事録の例（告示事項・規約変更の場合）.....	24
（8）認可地縁団体印鑑登録申請書.....	25
（9）認可地縁団体印鑑登録廃止申請書.....	26
（10）認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書.....	27
（11）所有不動産の登記移転等に係る公告申請書.....	28
（12）申請不動産の登記移転等に係る異議申出書.....	29
（13）委任状の例.....	30
（14）財産目録例.....	31
（15）規約例.....	32
第8章 関係法令	45
1 地方自治法.....	45
2 地方自治法施行規則.....	51
3 吉川市認可地縁団体印鑑条例.....	54
4 吉川市認可地縁団体印鑑条例施行規則.....	54

第1章 認可地縁団体制度とは

1 認可制度の目的

「地縁による団体」は、一定の区域に住所を有する人々による任意の団体であり、「権利能力なき社団」でした。そのため、自治会名での売買契約や不動産登記ができず、自治会が所有する集会施設などの不動産を会長の個人名義や役員の名義で不動産登記することになり、遺産相続問題が発生するなどの不都合が生じていました。

そこで、平成3年に地方自治法（260条の2）が改正され、自治会が市長村長の認可を受けることで法人格の取得（以下「法人化」という。）ができるようになりました。

法人格を得ることにより、自治会名で不動産登記ができるので、自治会長が交代したときも登記を変更する必要はありません。

2 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、「町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で、その区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、認可地縁団体の申請をできる団体は、いわゆる自治会、町内会、町会（以下「自治会等」という。）となり、次のような団体は対象となりません。

対象外①住所の他に性別や年齢などの条件が必要な団体

【例】青年団、婦人会、老人会、子ども会など

対象外②目的が限定的な活動を行う団体

【例】スポーツ少年団、伝統芸能保存会など

3 認可の要件

「地縁による団体」が法人格を取得するためには、次のすべての要件を満たしていなければなりません。

（1）良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

法人化する団体は、スポーツや社会福祉などの特定な活動を目的とするものではなく、広く地域社会の維持及び形成に役立てる地域的な共同活動を目的とし、現にその活動を行っていないければなりません。

(2) 自治会の区域が、客観的に明らかなものとして定められており、この区域が相当の期間にわたって存続していること。

区域は、その自治会が安定的に存在しているものとして判断されるものです。この認可を受けるために新たに区域を設定したり、区域が不安定な状態にある自治会に対し認可を行うことはできないとされています。

区域が不明確もしくは変化しやすいと構成員の範囲が不明確となるほか、住民間のトラブルの原因となり、自治会の活動に支障をきたす恐れがあります。

区域はだれにとっても客観的に明らかでなければなりません。

(3) 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。

「すべての個人」とは、「年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味ですので、これに反するような構成員の加入資格等（年齢・性別・入会金の納入など）を定めることはできず、「加入できるか否かを総会の議決にかける」規定も認められません。

また、「相当数」とは、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合には「相当数」とみなされます。

(4) 所定の要件を満たした規約を定めていること。

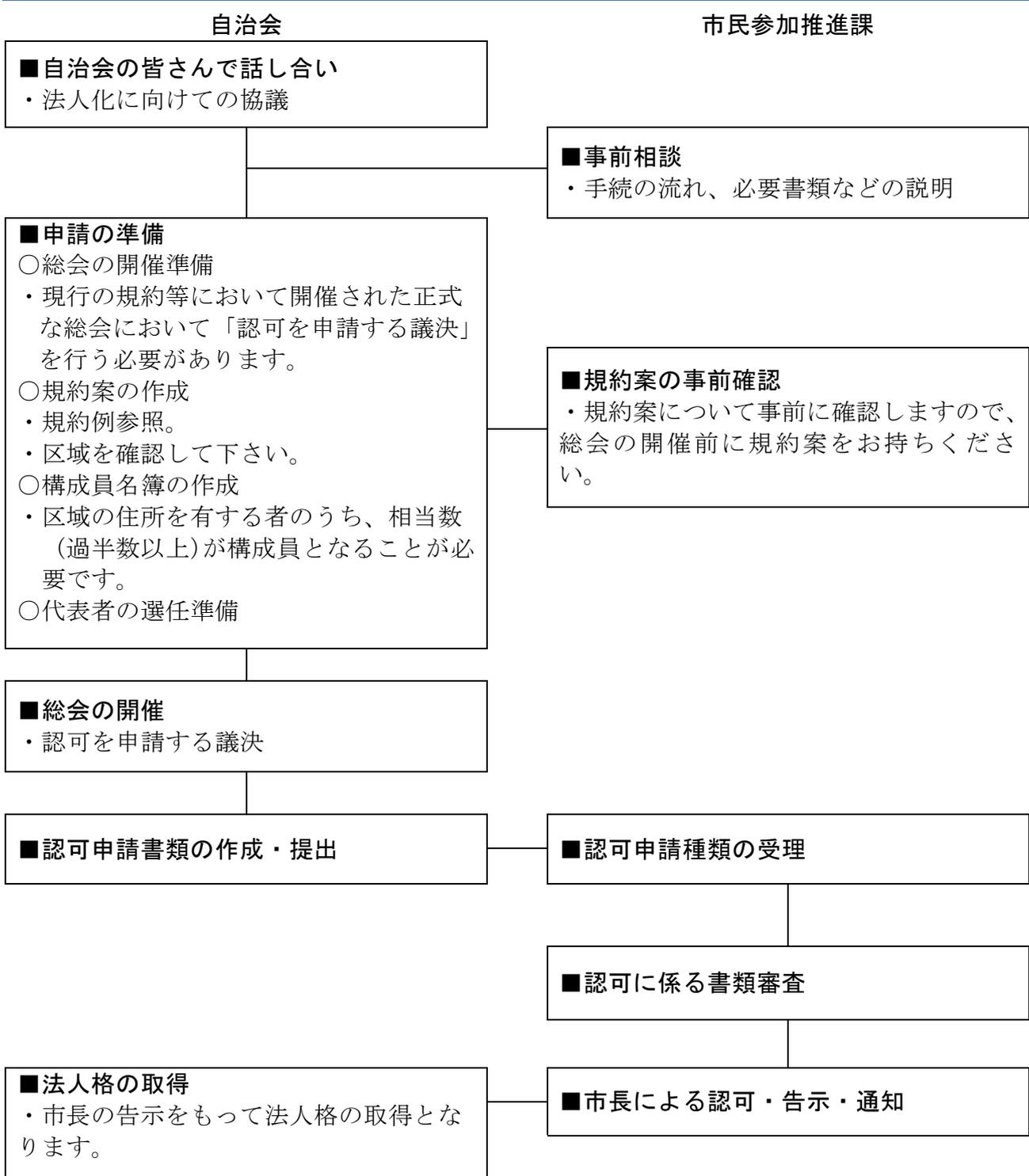
法人格を得る上では、規約を定めて自治会の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

規約には次の8つの事項を必ず定める必要があります。（詳細は規約例p. 3 2 参照）

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 目的 | ⑤ 構成員の資格に関する事項 |
| ② 名称 | ⑥ 代表者に関する事項 |
| ③ 区域 | ⑦ 会議に関する事項 |
| ④ 主たる事務所の所在地 | ⑧ 資産に関する事項 |

第2章 認可申請手続き

1 認可申請手続きの流れ



2 認可申請するために自治会で決定すること

法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、自治会の現在の規約等に基づき正式に招集された総会を開催し、自治会の自主的判断により次のことを決定する必要があります。

- | | |
|-------------|----------|
| ① 認可申請の意思決定 | ② 規約の決定 |
| ③ 構成員の確定 | ④ 代表者の決定 |

[注意点]

※この議決は、必ず総会において決定してください。役員会や評議会などでの議決は認められません。

※総会招集手続き等を定めた規約が現在の自治会に整備されていない場合は、規約を整備する必要があります。

3 認可申請に必要な書類

必要書類	留意事項等
①認可申請書	p. 18 参照
②規約	規約は必ず見直してください。 規約(案)は市民参加推進課でチェックします。
③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	<input type="checkbox"/> 認可申請の議決を行った総会の議事録(写し) ※議長・議事録署名人の署名・押印が必要です。
④構成員の名簿	<input type="checkbox"/> 構成員全員の氏名・住所を記載した名簿 ※既存の名簿も可能です。 ※会員である場合には子供についても記載して下さい。認可地縁団体の構成員は、区域に住所を有する個人であれば「年齢、性別、国籍等」を問わないとされているためです。 ※この名簿により「認可要件(4)」の相当数(過半数以上)が構成員となっていることを確認します。 ※構成員に法人は含まれません。
⑤地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	<input type="checkbox"/> 総会資料(前年度の事業報告の記載のあるもの)
⑥申請者が代表者であることを証する書類	<input type="checkbox"/> 代表者の決定を行った総会の議事録の写し (議長・議事録署名人の署名・押印があるもの) <input type="checkbox"/> 代表者を受託した旨の承諾書等 (代表者本人の署名・押印のあるもの)

※押印は認印で構いません。

4 市長による認可と告示

申請書類に基づき審査し、市長による認可をもって自治会は権利能力を有し法人格を得ることとなります。また、市長は認可したことを告示することとなっており、その告示をもって法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できるようになります。

市長が告示する主な内容は次のとおりです。

〔告示事項〕

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧解散の事由
- ⑨認可年月日

第3章 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度で、市民参加推進課で団体の印鑑登録ができます。

不動産の登記（保有する不動産等の処分）や金融機関からの融資に係る抵当権設定などの申請において、印鑑登録証明書の提出が必要な場合がありますので、必要に応じて印鑑登録及び証明書の交付請求を行ってください。

（1）手続きができる人

印鑑登録に関する諸手続き（登録、登録廃止、証明書の発行）ができる人は次のとおりです。

- ①認可地縁団体の代表者
- ②裁判所の選任する職務代行者
- ③地方自治法の規定による仮代表者、特別代理人、清算人

（2）印鑑登録申請

印鑑登録申請には次の書類等が必要です。

〔必要書類等〕

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書(p. 25 参照)
- ②登録する認可地縁団体の印鑑
- ③申請者（代表者等）個人の実印
- ④申請者(代表者等)個人の印鑑証明書1通（市民課発行のもの）

※代理人による申請の場合は次のものが必要です。

- ア 委任状（申請者（代表者等）の署名、押印のあるもの）
- イ 代理人の身分が確認できるもの（運転免許証のコピーなど）

〔留意事項〕

- ①登録できる印鑑は1団体につき1個です。
- ②次に該当する印鑑は登録できません。
 - 1) ゴム印その他変形しやすいもの
 - 2) 機械製造により大量生産されたもの
 - 3) 印影が次の大きさのもの
 - ア 1辺の長さ8ミリメートルの正方形より小さいもの
 - イ 1辺の長さ30ミリメートルの正方形より大きいもの
 - 4) 印影を鮮明に表わしにくいもの
 - 5) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの
- ③代表者が変更となった場合、職権により印鑑登録は抹消となります。印鑑登録が必要な場合は、改めて新代表者による登録手続きが必要です。

(3) 印鑑登録廃止の申請

登録を廃止する場合や登録した印鑑を失くしてしまった場合は登録廃止の申請を行ってください。

○登録を廃止する場合

①認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（p. 26 参照）、②登録した団体の印鑑

○印鑑を無くしてしまった場合

①認可地縁団体印鑑登録廃止申請書、②申請者個人の実印

2 各種証明書の発行

認可地縁団体に係る各種証明書が必要な場合は、市民参加推進課に申請してください。

なお、各証明書は決裁や審査の都合上、発行まで1週間前後かかりますので、あらかじめご了承ください。

お急ぎの場合は、事前に市民参加推進課までご連絡ください。

(1) 認可地縁団体証明書

※この証明書はどなたでも請求することができます。

〔必要書類等〕 ①証明書交付請求書(p. 22 参照)
②請求者の印鑑（認印で構いません。）

〔手数料〕 1通300円

〔その他〕 郵送による送付を希望する場合は、所定料金分の郵便切手をご用意の上、申請してください。

(2) 印鑑登録証明書の発行

※この証明書は登録した本人（代表者等）もしくは代理人（委任状要）以外は請求できません。

〔必要書類等〕 ①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（p. 27 参照）
②登録した団体の印鑑
③申請者（代表者等）個人の印鑑（認印で構いません。）

※代理人による申請の場合は次のものがが必要です。

ア 委任状（代表者（申請者）の署名、押印のあるもの）
イ 代理人の身分が確認できるもの（運転免許証のコピーなど）

〔手数料〕 1通300円

3 告示された事項や規約に変更があった場合

認可を受けた後に、規約や告示された事項を変更した場合は、それぞれ変更の手続きが必要になりますので、必要書類を添えて市民参加推進課に提出してください。

なお、市長の変更認可・告示がないと、規約内容や変更された事項は効力を持たず、第三者に対して対抗することができません。

(1) 告示事項に変更があった場合（代表者の交代など）

次の告示された事項に変更があった場合は、変更の届出が必要です。

〔告示事項〕

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧解散の事由
- ⑨認可年月日

〔必要書類等〕

- ①告示事項変更届出書(p. 20 参照)
- ②代表者の印鑑（認印）
- ③告示事項の変更を決定した総会議事録の写し（議長、議事録署名人の署名、押印のあるもの）
- ④代表者変更の場合は、承諾書の写し（代表者の署名、押印のあるもの）

(2) 規約を変更した場合

規約の変更は、総会において総会員の4分の3以上の同意により可決され、市長の認可を受けることで第三者に対抗できます。

〔必要書類等〕

- ①規約変更認可申請書(p. 21 参照)
- ②代表者の印鑑（認印）
- ③規約変更の内容及び理由を記載した書類（新旧対照表、新規約案及び現行規約など）
- ④規約変更の決定を行った総会の議事録の写し

※市民参加推進課で規約の確認等を行えますので、ご相談ください。

※告示事項を変更する場合は、告示事項の変更手続きも併せて必要になります。

4 財産目録・構成員名簿の作成

(1) 財産目録の作成

認可を受けるとき及び毎事業年度終了時に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

(2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更や追加については、市への報告は必要ありませんが、随時、団体において名簿の変更を行ってください。

5 注意事項

- ・認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部でもありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- ・正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- ・民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。認可地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- ・特定政党のために利用してはいけません。

第4章 登記・税の取り扱い

1 法人登記

地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、地縁団体はこの告示があるまでは、第三者に対抗することはできませんのでご留意ください。

2 不動産登記

法務局で登記申請を行うことで認可地縁団体の名義で登記ができます。登記の際、添付書類として「代表者の資格証明書」および「住所証明書」が必要となりますが、市長が発行する認可地縁団体証明書がこれに当たります。

また、不動産の登記や表示の変更などを行う場合に登録免許税がかかる場合があります。詳しくは法務局にお問い合わせください。

不動産登記に関するお問い合わせ さいたま地方法務局越谷支局 ☎966-1321

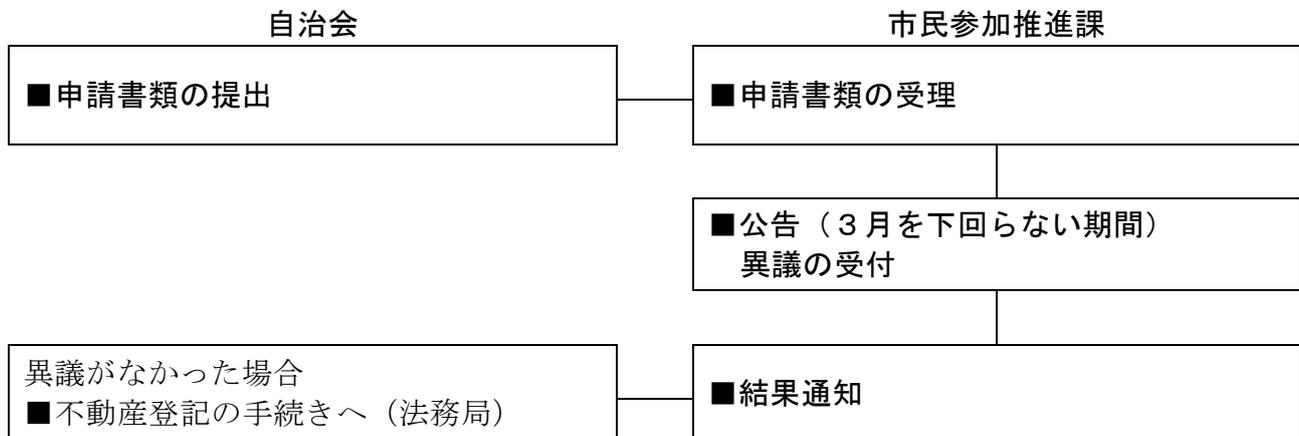
3 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例（平成27年4月1日～）

認可地縁団体が、その所有する不動産の所有権を保存または移転の登記にかかる手続きについて、所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記名義人の所在が不明のため手続きができない場合、一定期間「認可地縁団体に申請不動産を登記する」ことを公告することによって、異議がなければ当該認可地縁団体に登記できることを定めた制度です。

（1）手続きの条件

- ①申請不動産を所有しているのが認可地縁団体であること
 - ②申請不動産を10年以上にわたり所有の意思をもって善意で、平穩に、かつ公然*と占有していること
- *その不動産について不法行為や暴力行為等がなく、誰にとっても集会所として使用されていたことが明らかであること
- ③不動産の登記名義人または表題部所有者が当該認可地縁団体の会員である、または会員であった者であること
 - ④当該不動産の登記関係者の一部または全部の所在が知れないこと

（2）手続きの流れ



(3) 必要書類等

※用語

- ・申請不動産 … 所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産
- ・精通者等 …… 申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や、申請不動産の所有地に係る地域の実情に精通した者等

必要書類	留意事項等
①登記公告申請書	p. 28 参照
②不動産登記事項証明書 [全部事項証明書]	法務局で発行されているもの
③総会資料、総会議事録	申請不動産に関し、「所有不動産の登記移転等に係る公告申請」をすることについて総会で議決したことを証する書類
④申請者が代表者であることを証する書類	<input type="checkbox"/> 代表者の決定を行った総会の議事録の写し(署名・押印) <input type="checkbox"/> 代表者を受託した旨の承諾書(署名・押印)
⑤疎明するに足りる資料 (1) 不動産を所有していること (2) 10年以上所有していること	<input type="checkbox"/> 申請不動産を管理しているとわかる事業報告書等 <input type="checkbox"/> 以下の資料 (ア) 公共料金の支払領収書 (イ) 閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本 (ウ) 旧土地台帳の写し (エ) 固定資産税の納税証明書 (オ) 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等 ※資料の入手が困難な場合 <input type="checkbox"/> 入手が困難な理由書 <input type="checkbox"/> 精通者等の証言を記載した書面や、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等
(3) 登記名義人が自治会員であること ※登記名義人の全て	<input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> 市で保管する地縁団体台帳 <input type="checkbox"/> (申請不動産が墓地の場合) 墓地の使用者名簿 ※資料の入手が困難な場合 <input type="checkbox"/> 入手が困難な理由書 <input type="checkbox"/> 申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等
(4) 登記関係者の所在が知れないこと ※少なくとも一人	<input type="checkbox"/> 市長が「住民票および住民票の除票が存在しないこと」を証明した書面 <input type="checkbox"/> 「宛先人不明」として返還された配達証明付き郵便 <input type="checkbox"/> 精通者等が「登記関係者の現在の所在を知らないこと」についての証言を記載した書面

(4) 公告

申請書類が確認された後、申請した認可地縁団体が申請不動産の所有権を保存または移転の登記をすることについて、異議のある申請不動産の登記関係者や所有権を主張する者は市長に対し異議を述べる旨を掲示場やホームページ等により公告します。この場合において、公告の期間は3月を下回ってはならないこととされています。

市長が公告する主な内容は次のとおりです。

〔公告事項〕

- ①名称
- ②区域
- ③事務所
- ④申請不動産に関する事項
 - ・建物…名称、延床面積、所在地
 - ・土地…地目、面積、所在地
 - ・登記名義人の氏名、住所
- ⑤異議を述べることのできる者の範囲
- ⑥異議を述べる期間および方法

(5) 異議

異議を述べることができるのは、申請不動産の ①所有者、②所有権の登記名義人、③相続人、④所有権を有することを証明できる者 となります。異議が提出されなかった場合、認可地縁団体による登記に対し承諾があったものとみなされます。

〔必要書類〕

- ①異議申出書 (p. 29 参照)
- ②不動産登記事項証明書
- ③住民票の写し
- ④その他市長が必要と認める書類

(6) 通知

・異議がなかった場合

市長が認可地縁団体による申請不動産の登記について、登記関係者の承諾があったものとみなされた場合、異議がなかったことを証する通知を提供します。通知を登記所に提出し、不動産登記の申請を行うことができます。

・異議があった場合

市長は、異議が提出された旨および異議の内容を記載した通知書を送付します。

4 税制上の取り扱い

法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税法等においては公益法人等とみなされ、**収益事業を行う場合のみ課税対象**となります。

認可を受けた地縁団体は、「法人の設立に関する届出」を提出し、収益事業を行わない認可地縁団体は、減免申請を行ってください。

なお、詳細はそれぞれ関係機関にお問い合わせください。

市税に関するお問い合わせ 吉川市課税課 ☎982-5114

県税に関するお問い合わせ 越谷県税事務所 ☎962-2218

■認可地縁団体にかかる税金

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問合せ先
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割と法人税額 課税	課税課 (市民税係) ☎982-5114
	固定資産税 都市計画税	固定資産税の評価額で課 税 減免措置あり	固定資産税の評価額で課 税 課税	課税課 (固定資産税 係) ☎982-5115
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割と法人税額 課税	越谷県税事務所 (課税第一担 当) ☎962-2218
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得 税	地区集会施設等 減免措置あり	不動産を取得した 時点の評価額 課税	越谷県税事務所 (課税第二担 当) ☎962-2231
国税	法人税	非課税	課税	越谷税務署 ☎965-8111
	登録免許税	不動産評価額の 1000分の20 課税	不動産評価額の 1000分の20 課税	

※減免措置は、それぞれ申請が必要です。

第5章 認可の取り消しと解散

1 認可の取り消しについて

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ① 4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ② 不正な手段により認可を受けたとき

2 解散について

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、解散することになります。法人として破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなりますので、ご注意ください。

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき 認可を取り消されたとき
- ③ 総構成員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ④ 構成員が欠亡したとき

第6章 Q&A

Q 1 認可地縁団体になると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A 市町村は、自治会等が認可に必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものであり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q 2 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

A 飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあれば認可の対象になります。

Q 3 不動産等を所有していなくても、認可の対象となりますか。

A 地方自治法の法改正（令和3年11月26日施行）により、不動産等の保有（予定を含む）の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため、認可を受けることができるようになりました。

Q 4 マンション管理組合は認可の対象になりますか。

A マンション管理組合は、その構成員が区分所有者という特定の属性を要することから、認可の対象とはなりません。

Q 5 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている団体は認可の対象になりますか。

A 認可地縁団体の構成員は、個人として捉えることとなっており、世帯で捉えることはできませんので、認可の対象にはなりません。

Q 6 個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできますか。

A 会員はそれぞれ1個の表決権を有することとなりますが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、世帯単位とすることは可能です。

この場合、規約に「所属する世帯の構成員数分を1票」と定めておくことが必要です。

Q 7 未成年者や外国人、入会金を納めない者を構成員から除外することは可能ですか。

A 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる住民個人であり、年齢、性別、国籍など不合理な理由による制限を加えることはできません。

Q 8 地域に有する法人（会社など）は構成員に含まれますか。

A 団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれが表明する必要がありますが、①法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表示ができないこと、地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、②法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなることができません。

なお、法人等については団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置づけられます。

Q 9 認可時に現に構成員となっている者の「相当数」とはどのくらいですか。

A 一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合をさします。

Q 10 神社の祠など、宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A 地縁団体は、公共団体ではないので、憲法の規定「宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限」とは関係がなく、また、地方自治法においても特段の規定はあ

りませんので、保有資産として認可の対象となります。

Q 1 1 認可地縁団体が、認可を取り消されるのは具体的にはどのような場合ですか。

A 認可時の要件（地方自治法第260条の2第2項）のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができるとされています。

具体的には次のような場合が考えられます。

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民を、正当な理由なくその加入を認めていないとき
- ④ 構成員が多数脱退し「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたことが発覚したとき

第7章 各種様式・作成例

(1) 認可申請書

申請書様式（第18条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 吉川市長 〇〇〇〇

(市民参加推進課扱い)

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 吉川二丁目〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 吉 川 太 郎

住 所 吉川市吉川二丁目〇〇番地〇

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(2) 承諾書の例

承 諾 書

私は、この度 ○○○自治会 の代表者となることを承諾します。

○○年○○月○○日

住 所 吉川市吉川二丁目○○番地○

氏 名 吉 川 太 郎

自書による署名

(3) 告示事項変更届出書

届出書様式 (第20条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 吉川市長 〇〇〇〇

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 吉川二丁目〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 吉 川 太 郎

住 所 吉川市吉川二丁目〇〇番地〇

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

※「告示された事項に変更があった旨を証する書類」
議事録の写し、代表者の承諾書、議案書、総会資料など

1 変更があった事項及びその内容

代表者の変更	新代表	吉川 太郎	吉川市吉川二丁目〇〇番地〇
	旧代表	吉川 花子	吉川市吉川二丁目△△番地△

2 変更の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

〇〇〇自治会規約第〇条に基づく任期満了による

(4) 規約変更認可申請書

申請書様式 (第22条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 吉川市長 〇〇〇〇
(市民参加推進課扱い)

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 吉川市吉川二丁目〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 吉 川 太 郎

住 所 吉川市吉川二丁目〇〇番地〇

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項による規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

※ (別添書類) …規約の新旧対照表、旧規約と新規約、議事録の写し

(5) 証明書交付請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 吉川市長 〇〇〇〇
(市民参加推進課扱い)

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項及び地方自治法施行規則第21条の規定に基づき請求します。

請 求 者	住 所	吉川市吉川二丁目〇〇番地〇
	氏 名	吉 川 太 郎
	電話番号	〇〇〇-△△△-□□□

請求する地縁による団体の名称及び事務所の所在地	
団 体 名 称	〇〇〇自治会
事務所の所在地	吉川市吉川二丁目〇〇番地

(6) 総会議事録の例（認可申請の場合）

総 会 議 事 録

（注）現行の規約に基づき総会を開催してください。

- 1 開催の期日 ○○年○○月○○日（○）
- 2 開催時間 開会 △△時△△分 閉会 ○○時○○分
- 3 開催の場所 ○○○自治会館
- 4 総会員数 ○○○人
- 5 出席者数 ○○人（うち代理人○○人、書面表決者（委任状）○○人）
- 6 議事（質疑応答の要旨及び結果を明記すること。議案書などを添付してください。）

（1）議長選任の件

○○自治会規約第○条の規定により、会長○○○氏を選任した。

（2）議事録署名人選任の件

○○自治会規約第○条の規定により、○○○氏、△△△氏を選任した。

（3）第1号 議案法人格取得する件

（4）第2号 議案規約に関する件

（5）第3号 議案保有資産に関する件

（6）第4号 議案構成員に関する件

（7）第5号 議案事業計画及び収支予算に関する件

（8）第6号 議案役員に関する件

（9）第7号 議案法人格取得認可申請の代表者選任に関する件

認可申請における代表者を○○○氏とする件

（10）第8号議案・・・・・・・・・・に関する件（以下略）

上記、議案についてすべて原案どおり承認可決された。

年 月 日

自書による署名

議長氏名

議事録署名人氏名

議事録署名人氏名

(7) 総会議事録の例（告示事項・規約変更の場合）

総 会 議 事 録

- 1 開催の期日 ○○年○○月○○日（○）
- 2 開催時間 開会 △△時△△分 閉会 ○○時○○分
- 3 開催の場所 ○○○自治会集会所
- 4 総会員数 ○○○人
- 5 出席者数 ○○人（うち代理人○○人、書面表決者（委任状）○○人）
- 6 議事（質疑応答の要旨及び結果を明記すること。議案書などを添付してください。）

（1）議長選任の件

○○自治会規約第○条の規定により、会長○○○氏を選任した。

（2）議事録署名人選任の件

○○自治会規約第○条の規定により、○○○氏、△△△氏を選任した。

【告示事項（代表者変更の場合）の場合】

（3）第1号議案 ○○自治会の代表者変更の件

○○○○氏が○○年○月○日をもって任期満了となるため、
新たに○○○○氏を代表者に選任することについて

【規約変更の場合】

（3）第1号議案 ○○自治会規約の一部改正に関する件

△△△△を○○○○に改めることについて

（注）案件によっては、議決に必要な会員数
等が異なりますので、注意が必要です。

上記、議案についてすべて原案どおり承認可決された。

年 月 日

自書による署名

議長氏名

議事録署名人氏名

議事録署名人氏名

(8) 認可地縁団体印鑑登録申請書

様式第1号 (第3条関係)

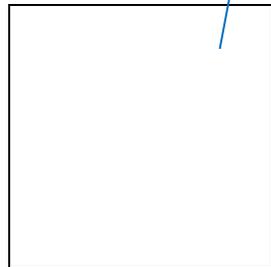
認可地縁団体印鑑登録申請書

(あて先) 吉川市長

登録する団体の印鑑をご持参ください。

〇〇年〇〇月〇〇日

登録しようとする認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名 称		〇〇〇自治会	
認可地縁団体の事務所の所在地		吉川市吉川二丁目〇〇番地	
(資格) 氏名	(代表者) 吉川太郎 印	生 年 月 日	昭和 20年1月11日
住 所	吉川市吉川二丁目 〇〇番地〇		

申請者(代表者等)の**実印**を押印してください。
併せて、印鑑証明書(市民課発行)を1通ご提出ください。

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 吉川市吉川二丁目〇〇番地〇
 代理人 氏名 吉川太郎

「委任の旨を証する書面」…委任状など

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- (資格) 氏名欄の次には、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)ただし、本市に住所を有しない方が代表者等である場合には、代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている代表者等の個人の印鑑を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(9) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

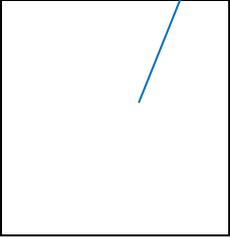
様式第3号 (第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

(あて先) 吉川市長

登録した団体の印鑑を押印してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称		〇〇〇自治会	
	認可地縁団体の 事務所の所在地		吉川市吉川二丁目〇〇番地	
	(資格) 氏名	(代表者) 吉川太郎 印	生 年 月 日	昭和 20年1月11日

代表者の認印。
紛失による廃止の場合は、申請者(代表者等)の実印を押印してください。

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所 吉川市吉川二丁目〇〇番地〇
 代理人 氏名 吉川太郎

「委任の旨を証する書面」…委任状など

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を、(資格)氏名欄の氏名の次に押印してください(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)。ただし、本市に住所を有しない方が代表者等である場合には、代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている代表者等の個人の印鑑を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(10) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

様式第4号 (第3条関係)

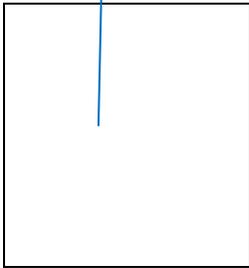
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先) 吉川市長

登録した団体の印鑑を押印してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

登録されている
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の 名 称		〇〇〇自治会	
認可地縁団体の 事務所の所在地		吉川市吉川二丁目〇〇番地	
(資格) 氏名	(代表者) 吉川太郎 印	生 年 月 日	昭和 20年1月11日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。
 申請者 本人 住所 吉川市吉川二丁目〇〇番地〇
 代理人 氏名 吉川太郎

代表者の認印

「委任の旨を証する書面」…委任状など

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(11) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

申請書様式（第22条の2の2関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 吉川市長 〇〇〇〇

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 吉川二丁目〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 吉 川 太 郎

住 所 吉川市吉川二丁目〇〇番地〇

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇自治会館	60.5 m ²	吉川二丁目〇〇番地〇

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	42.6 m ²	吉川二丁目〇〇番地〇

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 吉川 美南

住 所 吉川市美南〇丁目〇番地〇

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(12) 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

申請書様式（第22条の3関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 吉川市長 〇〇〇〇

異議を述べる者の氏名及び住所

氏名 吉川次郎

住所 吉川市吉川〇丁目〇

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
 (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
〇〇自治会館	60.5㎡	吉川二丁目〇〇番地〇

・土地

地目	面積	所在地
宅地	42.6㎡	吉川二丁目〇〇番地〇

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 吉川 美南

住所 吉川市美南〇丁目〇番地〇

- (3) 公告期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

自身が所有する土地のため

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
 住民票の写し
 その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

(13) 委任状の例

委 任 状

私は、(代理人の住所)

(代理人の氏名・会社名・社員名)

を代理人と定め下記明細に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項

《認可申請の場合》

- 1 ○○○自治会の認可申請の件

《印鑑登録の申請の場合》

- 1 ○○○自治会の印鑑登録申請の件

《印鑑登録の廃止申請の場合》

- 1 ○○○自治会の印鑑登録廃止申請の件

《印鑑登録証明書の交付申請の場合》

- 1 ○○○自治会の印鑑登録証明書1通の交付申請の件

○○年○○月○○日

(委任者の住所) 吉川市吉川二丁目○○番地○

(委任者の氏名) 吉 川 太 郎

自書による署名

(14) 財産目録例

財 産 目 録			
〇〇〇自治会			
〇〇年〇〇年〇〇日			
区 分	所在数量等	金額 (評価額)	備 考
(資産の部)			
1 流動資産			
(1) 現金預金			
①現金			
現金手許有高			
②当座預金			
〇〇銀行△△支店			
③普通預金			
〇〇銀行△△支店			
(2) 未収会費			
〇〇年度会費××人			
2 固定資産			
(1) 土地			
(2) 建物			
(3) 構築物			
(4) 車輛運搬具			
(5) 什器備品			
(6) 電話加入権			
(7) 有価証券			
○分利国債			
資産合計		A	
(負債の部)			
1 流動負債			
預り金			
2 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行△△支店			
負債合計		B	
正味財産 (A - B)			
<p>(注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。</p> <p>2 備考の欄には、寄付者その他を記入すること。</p>			

(15) 規約例

規約を作成する場合は、次の規約例を参考に作成してください。

電子データが必要な場合は、次の方法により入手してください。

- ①市ホームページからダウンロード

<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/26,18497,168,841,html>

- ②電子メール

お知らせいただいたメールアドレスにデータを送信します。

規約例	留意事項
<p>〇〇自治会（町内会・町会）規約（会則）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備</p> <p>(3) 集会施設の維持管理</p> <p>(4) 〇〇〇〇</p> <p>(5) 〇〇〇〇</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 本会は、〇〇自治会（町内会・町会）と称する。</p>	<p>① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>① 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。</p> <p>② スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。</p> <p>③ この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>（名称）</p> <p>① 地方自治法上では、名称については、特別の制限はありません。したがって、「〇〇自治会」「××町内会」等の名称で差し支えありません。</p> <p>ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。</p> <p>（例：商工会でないものが「商工会」という名称は使用できません。）</p>

(区域)

第3条 本会の区域は、吉川市(町名)〇〇番地〇号から(町名)〇〇番地〇号までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、埼玉県吉川市(町名)〇〇番地〇〇号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の賛助会員は、第3条に定める区域に住所を有する法人又は組合等の団体とする。

(区域)

- ① 団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示(〇〇町のうち△△川の北の区域)も、その区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。
- ② 区域の地番については、住宅地図等で確認してください。

(事務所)

- ① 「事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた主たる事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。
- ② 事務所の所在地については、別段制限がありませんが、集会施設の所在地や代表者の住所とするのが一般的です。不動産登記の申請で所有者の住所を記載するため、自治会長が交代しても変更のない集会所を事務所にすることが多くあります。
- ③ 具体的な地番で定める他に「本会の事務所は、集会所に置く。」という定め方も可能です。

第2章 会員

(会員)

- ① 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。
- ② 区域外の者は、会員にはなれません。
- ③ 団体は、自然人たる個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはでき

<p>(会費)</p> <p>第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p>(退会等)</p> <p>第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。</p>	<p>ません。</p> <p>④ <u>区域に住所を有する法人、組合等を賛助会員とすることは可能です。ただし、表決権等の団体の意思決定には関与できません。</u></p> <p>(会費)</p> <p>① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。</p> <p>② 第2項の規定は、賛助会員を予定していなければ不要です。</p> <p>(入会)</p> <p>① この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続を定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。</p> <p>② 第5条の趣旨から、年齢、性別、入会金の納入など、不合理な入会制限は許されません。</p> <p>③ 「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。</p> <p>(退会等)</p> <p>① 本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。</p>
---	--

<p>(1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合</p> <p>(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合</p> <p>2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p> <p>第3章 役員 (役員の種類及び定数)</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 〇人</p> <p>(3) その他の役員 〇人</p> <p>(4) 監事 〇人</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 監事は、次に掲げる業務を行う。</p>	<p>② 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。</p> <p>③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続の下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。</p> <p>第3章 役員 (役員の種類及び定数)</p> <p>① 必ず会長を1人置くことが必要です。</p> <p>② 第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。</p> <p>③ その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。</p> <p>④ 監事は1人又は複数人置くことが適当です。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>① 監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。</p> <p>(役員職務)</p> <p>① 法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨規定しておくことが望ましいです。</p>
--	---

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(役員任期)

- ① 法律上特に規定はありませんが、著しく短い期間では業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害を生じることもあるかもしれませんので、適当な期間を定めることが必要です。一般的には2年程度が多いようです。
- ② 役員解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様の定めをすることが必要です。

第4章 総会

(総会の権能)

- ① 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。
 なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。
- ② 総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。
 - ア 事業計画の決定
 - イ 事業報告の承認
 - ウ 予算の決定

<p>(総会の開催)</p> <p>第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第17条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。</p>	<p>工 決算の承認</p> <p>(総会の開催)</p> <p>① 総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。</p> <p>② 総会は、法律上年度終了後3か月以内に開催する必要があります。</p> <p>③ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。</p> <p>④ 5分の1の数は規約によって増減できます。</p> <p>ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>① 総会を招集するには、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。</p> <p>なお、5日前までとは、通知を5日前までにすればよいということであって、5日前に到達するというものではありませんが、実際、その期間では伝達できないこともあるので、多少余裕を持たせた目数を定めることが適当です。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。</p> <p>② 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」</p>
---	--

<p>(総会の定足数)</p> <p>第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第20条 総会の議事は、この規約で定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員の表決権)</p> <p>第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。</p> <p>2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分を1とする。</p>	<p>と規定しても差し支えありません。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>① 法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。</p> <p>② 定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>① 法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。</p> <p>② 議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。</p> <p>③ 「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。</p> <p>④ 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。</p> <p>(会員の表決権)</p> <p>① 会員から表決権を奪うような定めは絶対に許されません。</p> <p>② 表決権は、会員1人1票を原則とします。</p> <p>③ 未成年者の表決権の行使については、民法の定めに従います。</p>
--	---

<p>(1) 会費決定に関する事項</p> <p>(2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事項</p> <p>(3) 事業報告書、収支計算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項</p> <p>(4) 町内会館管理運営に関する事項</p> <p>(5) ○○○○○○</p> <p>(6) ○○○○○○</p>	<p>したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。</p> <p>④ 第2項の規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。</p> <p>⑤ 第2項の規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。</p> <p>⑥ どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。</p> <p>したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれには該当しません。又、役員を選任等をこれに該当させることも好ましくありません。</p>
<p>(総会の書面表決等)</p> <p>第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p>	<p>(総会の書面表決等)</p> <p>① 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の回催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。</p>
<p>(総会の議事録)</p> <p>第23条 総会の議事については、次の事項</p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>① 会議が有効に成立し有効に議決されたこ</p>

を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集）

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

とを証明するために議事録を作成することが必要です。

- ② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

（役員会の権能）

- ① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。
- ② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- ① 財産目録の記載例は31ページのとおりです。
- ② 財産目録は、法律上設立時及び毎年（年度）始め3月以内に作成されなくてはなりません。

(資産の管理)

- ① 資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適當です。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(資産の処分)

① 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。

(経費の支弁)

① 日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。

(事業計画及び予算)

① 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。

(会計年度)

① 会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は1月1日から12月31日までとする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、吉川市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

1日までと定めていることが多いようです。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

① 規約変更は、総会の専権事項となっており他の機関がこれに代わり行うという規定を設けても効力は生じません。

したがって、役員会の規定により変更する旨の規定は無効です。

② 議決定数の「4分の3」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されないことがないよう慎重な検討が必要です。

③ 規約変更については、市長の認可を要します。

④ 規約変更認可申請書の書式は様式5（23ページ）のとおりです。

(解散)

① 解散事由は次のとおり

- ア 破産
- イ 認可の取消し
- ウ 会員の欠亡
- エ 総会員の4分の3以上の議決

② アからウまでの事由により団体は当然に解散することとなります。

③ エについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。

④ なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日までとする。

(残余財産の処分)

- ① 左のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利法人に寄付したり、会員に分配するような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。
- ② 議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。

(委任)

- ① 規約施行上の細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。

細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。

附 則

- ① 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。

第8章 関係法令

1 地方自治法

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生

- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
 - ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
 - ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
 - ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

(2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

2 地方自治法施行規則

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 略
- 三 解散した場合（破産による場合を除く。）
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 解散事由

へ 解散年月日

四 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合

告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

第二十二条の二の二 地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十条の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

第二十二條の三 地方自治法第二百六十条の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の三十八第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る情報提供〕

第二十二條の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る通知〕

第二十二條の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

別 記

(略)

申請書様式（第二十二條の二関係）（略）

申出書様式（第二十二條の三関係）（略）

情報提供様式（第二十二條の四関係）（略）

通知書様式（第二十二條の五関係）（略）

3 吉川市認可地縁団体印鑑条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 認可地縁団体印鑑の登録

(登録資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。

- (1) 認可地縁団体の代表者
- (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号への職務代行
者
- (3) 地方自治法第260条の9の仮代表者
- (4) 地方自治法第260条の10後段の特別代理人
- (5) 地方自治法第260条の24本文又は第260条の25の清算人

(登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする印鑑を添え、自ら市長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が、疾病その他やむを得ない事由により、自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。

2 前項の場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、吉川市印鑑条例（昭和58年吉川町条例第8号）の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。ただし、代表者等が、吉川市印鑑条例第2条第1項各号の規定に該当しない者である場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている代表者等の個人の印鑑とし、当該印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(印鑑の登録)

第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。

2 市長は、前項の認可地縁団体印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

3 市長は、前項各号に掲げる事項のほか認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関して必要と認める事項を登録することができる。

- 4 市長は、前2項に規定する事項を登録した認可地縁団体印鑑登録原票については、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（登録印鑑）

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録をすることができない。

- (1) ゴム印その他変形しやすいもの
- (2) 機械製造により大量生産されたもの
- (3) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (5) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

（登録廃止の申請）

第6条 認可地縁団体の登録を受けている者又はその代理人は、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により、市長に当該印鑑の登録の廃止を申請することができる。

- 2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに個人印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により、市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定は、前項の申請に準用する。

- 4 市長は、第1項又は第2項の申請があったときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る認可地縁団体印鑑登録原票を抹消しなければならない。

（登録事項の修正）

第7条 市長は、地方自治法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があったときは、当該変更に係る事項につき、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。

（認可地縁団体印鑑登録原票の職権抹消）

第8条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権で認可地縁団体印鑑の登録に係る認可地縁団体印鑑登録原票を抹消しなければならない。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。
 - (2) 地方自治法第260条の20（第2号を除く。）の規定により認可地縁団体が解散したとき。
 - (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき。
 - (4) その他市長が、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めたとき。
- 2 市長は、前項第3号又は第4号の事由により認可地縁団体印鑑登録原票を抹消したときは、当該印鑑の登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。

第3章 認可地縁団体印鑑登録の証明

（認可地縁団体印鑑登録証明書の交付）

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第10条 前条第1項の認可地縁団体印鑑証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写し(認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。以下同じ。)について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、停電等やむを得ない事由により、これらに規定する方法による認可地縁団体印鑑登録証明書の作成ができない場合は、当該申請に係る者の申出により、登録されている認可地縁団体印鑑の提示を求め、当該印鑑の印影が認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成した認可地縁団体印鑑登録証明書をもってこれに代えることができる。

第4章 雑則

(代理人による申請等)

第11条 第3条第1項、第6条及び第9条第1項に規定する行為を代理人が行おうとするときは、代表者等からの委任の旨を証する書面を添付しなければならない。

(事実の調査)

第12条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要があると認めるときは、いつでも必要な事項について調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員に、関係人に対して質問をさせ、又は文書若しくは認可地縁団体印鑑の提示を求めさせることができる。

3 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書若しくは認可地縁団体印鑑の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(吉川市行政手続条例の適用除外)

第14条 この条例の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、吉川市行政手続条例(平成9年吉川市条例第15号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第27号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第35号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

4 吉川市認可地縁団体印鑑条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉川市認可地縁団体印鑑条例（平成6年吉川町条例第12号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の改製)

第2条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票が汚損したときその他必要と認めるときは、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者にその旨を通知し、その認可地縁団体登録印鑑の提示を求め、改製することができる。

(申請書等の様式)

第3条 条例に規定する申請書等の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録申請書 様式第1号
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票 様式第2号
- (3) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 様式第3号
- (4) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 様式第4号
- (5) 認可地縁団体印鑑登録証明書 様式第5号

(文書保存年限)

第4条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する文書の保存年限は、次に定めるところによる。

- (1) 抹消された認可地縁団体印鑑登録原票 抹消された日から5年間
- (2) 前号に掲げる以外のもの 受理された日から2年間

(雑則)

第5条 この規則に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第28号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第42号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。